

平素は、京都府の保健医療行政の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止の観点から、国（厚生労働省）において、令和5年度まで外来対応医療機関に対し、個人防護具の配布が実施されていたところですが、令和6年度においても、個人防護具が配布されることになりましたので、配布を希望される機関においては、留意事項をよくご確認のうえ、お申込みをよろしく願いいたします。

①配布資材

- ・N95 マスク（DS2 マスクを含む。）
- ・ガウン（「アイソレーションガウン」、「プラスチックガウン」、「サージカルガウン」から選択可能です。）
- ・非滅菌手袋

②配布時期

令和6年12月を目途に順次配布を開始し、令和7年3月頃を目処に配送完了予定

※希望数量が多数に上る場合、配送予定時期の変更が生じる場合があります。

③配布費用

無償

④申込方法・申込期限

（申込方法）

- ・以下の電子申請フォームよりご回答ください。

<https://www.shinsei.elg-front.jp/kyoto2/uketsuke/form.do?id=1728624003694>

（申込期限）

10月28日（月）中

※問い合わせ等はメールでの対応とさせていただきます。

⑤申込にあたっての留意事項

・希望数量が多数に上る場合は、国において抽選等で調整する場合がありますため、希望があっても数量調整を行う場合や配布されない場合もあります。（協定締結医療機関＞その他の施設＞市町村の順に優先的に配布されます。）

※配布対象施設：医療措置協定締結医療機関、それ以外の医療機関（病院、診療所、歯科診療所、薬局、訪問看護事業所、助産所）、高齢者施設等、障害者施設等、市町村

- ・各物資の銘柄・材質・サイズについては、指定できません。
- ・備蓄品の放出となるため、外装箱（段ボール箱）につぶれがある場合がありますが、良品という扱いで出荷します。
- ・出荷される物資は、使用推奨期限が令和7年度中に切れるものとなります。
- ・申込期限後のキャンセル・数量変更等はお受けできません。
- ・今回、配布の希望があった配布対象施設においては、以下の点について同意いただいたものとして取り扱います。

（1）使用用途

配布された個人防護具については、当該施設が自ら使用すること。

（2）転売禁止のための実効性の担保

転売をする（した）ことが発覚した場合、当該配布先については、緊急配布を含めて、今後原則として配布を行わないこと。